

「設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

勧告先：文部科学省、厚生労働省 勧告日：平成26年6月24日

回答日：平成27年2月3日 文部科学省、厚生労働省

1 設立の認可に係る審査基準等の見直し－社会福祉法人－

主な勧告事項（調査結果）

- 審査基準上の役員の定数について、必要性、合理性の観点から検討し、整理

法と審査基準との相違について、必要性や合理性に関する考え方の整理が不十分

— 社会福祉法 —
理事3人以上
監事1人以上



— 審査基準 —
理事6人以上
監事2人以上

主な改善措置状況

【厚生労働省】

- 社会保障審議会福祉部会において、社会福祉法人の役員の定数について、現行の運用上の要件を法律上明記することについて議論している

2 財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底－医療法人・社会福祉法人－

主な勧告事項（調査結果）

- 届出の遵守、ディスクロージャーの徹底について指導

財務諸表等の届出内容が不十分

(医療法人) 総会開催日の無記載、財務諸表間の計数不一致

(社会福祉法人) 提出期限の超過、提出書類不足、理事会開催日の無記載

- ・上記のほかに届出自体が行われていない事例あり

法人各事務所における財務諸表等の備置きなし

20/27医療法人、8/45社会福祉法人

主な改善措置状況

【厚生労働省】

(医療法人)

- 所轄庁に対して、医療法人の財務諸表等の届出及び備置きの状況を確認し、その状況に応じて指導等を行うなど適切に対応するよう、通知等により指導

(社会福祉法人)

- 所轄庁に対して、社会福祉法人に対する財務諸表等の届出期限の遵守や備置きの徹底等について、同省主催の会議で指導する予定

主な勧告事項（調査結果）

○ 所轄庁と監事との連携、問題認識の共有

所轄庁と監事の連携が不十分、問題認識が共有されていない

- ・ 所轄庁による実地調査で監事監査の実施状況について確認していない都道府県あり（学校法人）
- ・ 所轄庁による指摘（役職員以外への金銭の貸付け、必要な定款変更がないままの新規事業の開始等）を監事監査では問題としていない事例あり（医療法人、社会福祉法人）

○ 外部監査活用の周知、活用に必要な情報の提供

厚生労働省が勧める社会福祉法人の外部監査の活用が低調

- ・ 外部監査の活用実績がある法人は17/52法人
- ・ 外部監査が勧奨されていることを知らない法人や、具体的な活用の仕方が分からないとする法人あり

主な改善措置状況

【文部科学省】

（学校法人）

- 都道府県に対して、学校法人に対する指導内容等に関する監事への情報提供や業務指導等に努めるよう、同省主催の会議等で要請

【厚生労働省】

（医療法人）

- 所轄庁に対して、医療法人に指導監督を行うに当たっては、指導内容について監事と問題意識を含めて共有することなどを通知等により指導

（社会福祉法人）

- 所轄庁に対して、社会福祉法人の監事との問題意識の共有に努めるよう、同省主催の会議で指導・助言する予定

【厚生労働省】

- 社会保障審議会福祉部会において、一定規模以上の社会福祉法人における会計監査人の活用について議論している

設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する改善措置状況 (1回目のフォローアップ)の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成25年3月～26年6月
- 2 対象機関 調査対象機関：文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省
関連調査等対象機関：都道府県(15)、学校法人(31)、医療法人(29)、社会福祉法人(52)
健康保険組合(31)、厚生年金基金(28)、国民年金基金(16)、企業年金基金(26)
広域臨海環境整備センター(1)

【勧告日及び勧告先】 平成26年6月24日 文部科学省、厚生労働省

【回答年月日】 平成27年2月3日 文部科学省、厚生労働省

【調査の背景事情】

- 我が国の法人には、学校法人、医療法人、社会福祉法人等、民間の発意により、特別の法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（以下「設立認可法人」という。）が存在。設立認可法人については、税制上の優遇措置が講じられ、その業務に関して補助金等が交付される等、財務面で行政と密接な関係にあるものが多く、公的な性格を有する事業の担い手として、健全かつ安定的で透明性の高い運営を確立することが強く求められるところ
- 近年、設立認可法人における経営破綻等の発覚や財務状況の不透明性に対する指摘がみられる一方で、行政庁による設立等の認可の審査の実態や、組織及び業務の運営に対する指導監督の実施状況、設立認可法人の業務実績については、必ずしも明らかとなっていない状況
- この行政評価・監視は、国所管の設立認可法人のうち、多数の国民の利用に係るサービスや福祉のためのサービスの提供を行っており、かつ、税制上の優遇措置や補助金等の交付を受ける等、財務面で国との関係があるものを対象に調査を行い、設立認可法人に係る行政の改善材料を提供することを目的として実施

主な勧告事項等	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等において定められている役員の定数について、現行のものを、必要性、合理性の観点から改めて検討し、整理した考え方を示すなどの措置を講ずる必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 社会福祉法人の理事及び監事の定数は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、それぞれ3人以上及び1人以上と規定</p> <p><調査結果></p> <p>○ 厚生労働省は、社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等において、理事の定数を6人以上、監事の定数を2人以上とし、社会福祉法の規定を上回る人数で運用</p> <p>→ このような運用について、その必要性や合理性に関する考え方の整理等が不十分</p> <p>2 医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出やディスクロージャーの徹底による健全かつ安定的で透明性の高い運営の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 医療法人及び社会福祉法人に対し、財務諸表等の届出について、届出期限、添付書類及び届出書類の記載事項に関し関係法令等を遵守して行うよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。また、所轄庁に対し、届出内容の点検を的確に行うよう指導すること。</p> <p>② 医療法人及び社会福祉法人に対し、関係法令に定めるディスクロージャーを徹底するよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 医療法人及び社会福祉法人は、その根拠法において、財務諸表等の所轄庁への届出や各事務所への備置きが義務付け</p> <p><調査結果></p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>→ 社会福祉法人における役員の定数の取扱いについては、現在、社会保障審議会福祉部会における社会福祉法人制度の見直しの検討の中で、現行の運用上の要件を法律上明記することについて議論している。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→○ 各都道府県に対して、所管の医療法人の事業報告書等の書類の届出及び備置きの状況を確認し、その状況に応じて指導等を行うなど適切に対応するよう、平成26年7月に発出した「設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告を踏まえた医療法人に対する指導監督の徹底について」（平成26年7月4日付け医政指発0704第1号厚生労働省医政局指導課長通知。以下「26年7月通知」という。）により要請した。あわせて、各地方厚生（支）局に対しても、26年7月通知を踏まえて、所管の医療法人の事業報告書等の書類の届出及び備置きの状況を確認し、その状況に応じて指導等を行うなど適切に対応するよう指示するとともに、平成26年8月29日に開催された地方厚生（支）局長会議において指導した。</p> <p>○ 都道府県、地方厚生（支）局等の所轄庁の関係者が出席する全国厚生労働</p>

主な勧告事項等	関係府省が講じた改善措置状況												
<p>○ 医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の所轄庁への届出及び各事務所への備置きが不十分</p> <table border="1" data-bbox="192 268 1093 555"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>医療法人</th> <th>社会福祉法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出なし</td> <td>37/599法人（ある厚生局の例）</td> <td>17/3378法人（6 厚生局及び14都道府県の状況）</td> </tr> <tr> <td>届出内容不十分</td> <td>総会開催日の無記載、財務諸表間の計数不一致</td> <td>提出期限超過、提出書類不足、理事会開催日の無記載</td> </tr> <tr> <td>備置きなし</td> <td>20/27法人（実地調査結果）</td> <td>8/45法人（実地調査結果）</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 所轄庁の中には、法人における財務諸表等の備置きの状況を把握していなかったものあり</p> <p>3 設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化（勧告要旨）</p> <p>1 文部科学省は、学校法人の監事監査機能の充実を図る観点から、所轄庁たる都道府県に対し、当該法人に対する指導内容等に関する監事への情報提供や業務指導等に努めることについて要請する必要がある。</p> <p>2 厚生労働省は、医療法人及び社会福祉法人の監事との連携により、所轄庁の指導監督の効果を上げる観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 所轄庁に対し、医療法人に実際に指摘した事項について、当該法人の監事との問題認識の共有に努めるよう指導・要請すること。また、定款例における総会開催に係る規定のような指導の基準となるものについて、監事や所轄庁の担当者等の認識を踏まえ、必要な考え方の整理や見直しを行うこと。</p>	区分	医療法人	社会福祉法人	届出なし	37/599法人（ある厚生局の例）	17/3378法人（6 厚生局及び14都道府県の状況）	届出内容不十分	総会開催日の無記載、財務諸表間の計数不一致	提出期限超過、提出書類不足、理事会開催日の無記載	備置きなし	20/27法人（実地調査結果）	8/45法人（実地調査結果）	<p>関係部局長会議（平成27年2月23日開催予定）及び社会・援護局関係主管課長会議（例年3月頃開催）において、所轄庁を通じた社会福祉法人に対する財務諸表等の届出期限の遵守についての指導や所轄庁における届出内容の審査の徹底について指導することとしている。あわせて、所轄庁を通じた社会福祉法人に対する事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書等の備置きの徹底についても指導することとしている。</p> <p>（文部科学省）</p> <p>→ 高等学校以下の私立学校の所轄庁である都道府県に対し、学校法人に対する指導内容等に関する監事への情報提供や業務指導等に努めるよう、文部科学省が主催する都道府県私立学校主管部課長会議（平成26年9月5日開催）及び都道府県が主催する都道府県私立学校事務担当者会議（47都道府県を3地域に分け、各地域内の都道府県が持ち回りで主催する会議であり、毎年文部科学省の担当者も出席。平成26年9月12日に栃木県、10月17日に高知県、11月7日に長野県で開催）において、要請を行った。</p> <p>（厚生労働省）</p> <p>→ 各都道府県に対して、医療法人に対して指導監督を行うに当たっては、監事による監査の実施状況を確認するとともに、指導内容について監事と問題意識を含めて共有するよう、26年7月通知により要請した。あわせて、各地方厚生（支）局に対しても、26年7月通知を踏まえて、医療法人に対して指導監督を行うに当たっては、監事による監査の実施状況を確認するとともに、指導内容について監事と問題意識を含めて共有するよう指示するとともに、平成26年8月29日に開催された地方厚生（支）局長会議において指導した。</p> <p>また、定款例における総会開催に係る規定について、平成26年度内に見直しを行う方向で検討している。</p>
区分	医療法人	社会福祉法人											
届出なし	37/599法人（ある厚生局の例）	17/3378法人（6 厚生局及び14都道府県の状況）											
届出内容不十分	総会開催日の無記載、財務諸表間の計数不一致	提出期限超過、提出書類不足、理事会開催日の無記載											
備置きなし	20/27法人（実地調査結果）	8/45法人（実地調査結果）											

主な勧告事項等	関係府省が講じた改善措置状況
<p>② 所轄庁に対し、社会福祉法人に実際に指摘した事項について、当該法人の監事との問題認識の共有に努めるよう指導・助言すること。また、都道府県における監事監査に係る手引書等の作成や研修の開催等の事例を踏まえ、所轄庁に対し、社会福祉法人の監事との連携の強化に役立つ情報を提供すること。</p> <p>3 厚生労働省は、社会福祉法人における外部監査の活用について今後も指導を行う場合には、外部監査の活用についての認識の共有を図る観点から、社会福祉法人に対し、所轄庁を通じて、「社会福祉法人審査基準」の周知と、これまでの活用実績を踏まえて、契約の際に定めるべき監査の目的や範囲など実際に外部監査を活用しようとする場合に必要な情報の提供を行う必要がある。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設立認可法人に置かれる監事は、その根拠法の定めるところにより、当該法人の業務及び財産の状況の監査、理事等に対する意見陳述等の職務を実施 ○ 厚生労働省は、社会福祉法人の財産状況等の監査について、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を「社会福祉法人審査基準」において勧奨 <p><調査結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設立認可法人の監事と所轄庁との連携が不十分であり、問題認識が共有されていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所轄庁による実地調査において監事監査の実施状況について確認していない都道府県あり(学校法人) ・ 所轄庁による指摘(役職員以外への金銭の貸付け、必要な定款変更がないままの新規事業の開始等)を監事監査では問題としていない事例あり(医療法人、社会福祉法人) ○ 厚生労働省は、社団法人たる医療法人の定時社員総会について、収支予算の決定と決算の決定のため年2回開催することが望ましい旨を定款例に示し、当該法人に指導 	<p>(厚生労働省)</p> <p>→ 前述の全国厚生労働関係部局長会議及び社会・援護局関係主管課長会議において、所轄庁に対して、社会福祉法人の監事との問題意識の共有に努めるよう指導・助言することとしている。あわせて、社会福祉法人の監事との連携の強化に役立つ情報についても、所轄庁に対し情報提供することとしている。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→ 社会福祉法人における外部監査の活用については、現在、社会保障審議会福祉部会における社会福祉法人制度の見直しの検討の中で、一定規模以上の法人における会計監査人の活用について議論している。</p>

主な勧告事項等	関係府省が講じた改善措置状況
<p>→ 医療法(昭和23年法律第205号)の規定や公益社団法人の例を踏まえると、定款例の見直しの余地あり</p> <p>○ 社会福祉法人における外部監査の活用が不十分 活用実績のあるもの：17/52 法人</p> <p>→ 活用実績のない法人の中には、そもそも「社会福祉法人審査基準」の存在を認識していないものや、外部監査を受ける際の契約において監査の目的や範囲についてどのように定めるべきか分からないとするものあり</p>	